

# バイク収納スペース「バイククローゼット」利用契約書

株式会社 大盛工業(以下「甲」という)と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)とは、甲の所有にかかる下記物件(以下「バイククローゼット」という)につき、賃貸借契約を締結する。

## 第1条 (所在地および指定区間等)

乙は次の収納スペースを物品の収納場所として、この契約に定める条件で利用する。

名 称 : バイク収納スペース「バイククローゼット」

所 在 地 : 東京都葛飾区水元三丁目15番8号

ルーム番号 : \_\_\_\_\_ 番 ( \_\_\_\_\_ 畳タイプ)

## 第2条 (利用目的)

1. 乙は次の収納スペースを物品の収納場所としてのみ利用し、その他の目的には使用しない。
2. 物品を収納する場所を提供するもので、収納品の管理・収納スペースを施錠する等の盗難防止策は乙の責任で行い、甲は責任を負わない。

## 第3条 (契約期間)

1. 契約期間は、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までの 1 年 ・ \_\_\_\_\_ ヶ月とする。
2. 賃貸借期間終了の1カ月前までに、甲、乙いずれもが別段の意思表示をしないときは、本契約は引続き同一条件をもって更新されるものとする。

## 第4条 (利用料・保証料)

1. 収納スペースの利用料は、月 \_\_\_\_\_ 円(消費税込)とする。
2. 保証料は 2.2 畳タイプ金 \_\_\_\_\_ 円(消費税抜・2ヶ月分)とする。
3. 毎月末日を締切日とするため、月途中で契約した場合でも契約月分の利用料が発生します。
4. 保証料は契約終了時に乙に返還するが、契約満了後残存品があった場合、甲は保証料をその処分費用に充当し甲は乙に対して保証料を返還しないこととする。また、残存品の処分にあたり、甲は乙の事前承諾を必要としないこととする。

## 第5条 (利用料の改定)

1. 契約期間中であっても、将来租税公課の増減・経済事情の変動・近隣の賃料の比較により不相応となった時は、甲乙協議のうえ、表記賃料を改定することができるものとする。

## 第6条 (使用中の負担の帰属及び修繕義務)

1. 乙が鍵を紛失した場合の鍵交換に要する費用は、乙の負担とする。
2. 乙は、甲の負担に係わる破損、故障などを発見したときは、甲に通知するものとする。

## 第7条 (禁止事項)

乙はレンタル収納スペースに次の各号に規定する物品を保管してはならないものとする。

- (1) 貴金属、金券、証券類
- (2) 危険物(発火、引火しやすい物・爆発の恐れのある物)
- (3) 腐敗、変形しやすい・悪臭を発する物
- (4) 汚わい品、及び産業廃棄物
- (5) 法律で禁じられているもの(銃、刀剣、麻薬、盗難品等)

## 第8条 (免責規定)

- (1) 本サービスの利用に関連して、乙が他の利用者又は第三者に損害を与えた場合、乙は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、甲は一切責任を負わないものとする。また、乙と他の利用者又は第三者との間で紛争等が生じた場合も、甲は一切関与しない。
- (2) 弊社は、その他天災等や第三者による予期せぬクラッキングや犯罪行為によって発生した乙の損害の責任は一切負わないものとする。

第9条 (利用料の支払方法)

- 「振込による支払いの場合」 振込先 : 第一勧業信用組合 水元支店 普通預金 6856818 カ)オオモリコウギョウ
- 「口座振替の場合」 : 下記及び「口座振替依頼書」に指定した口座から毎月27日(休業日は翌日営業)とし、  
毎月の契約金額を自動引落しとする。

(別紙「口座振替依頼書」に記入し提出する。初回費用は振込とする)

利用料は、1か月当り第4条に記載した金額とし、毎月1日から末日迄を実日数に係わらず1か月とする。但し、契約締結日の属する月分の賃料は契約締結日を起算日とする日割額とし、契約終了日の属する月分の賃料は契約終了日迄の日割額とする。なお、この計算は更新の場合も同様とする。

第10条 (期間内解約)

1. 本契約を期間内に解約する場合、乙は解約日の1か月前までに解約する旨の通知を行う。
2. 甲が本業務を廃止した場合、甲は乙に廃止日を通知の上、契約解除するものとする。尚、乙の契約期間が満了でない場合については、甲は事前に支払っている廃止日以降の利用料・保証料を乙に返還する。

第11条 (違約等による契約の解除)

乙が次の各号の1つに該当すると甲が認めた場合は、甲は乙に対して何等かの通知勧告をせずに、直ちに本契約を解除することができる。

1. 第4条の利用料支払を怠った場合。
2. この契約条項に違反した場合。
3. 天災・地災・火災等により、収納スペースの利用に支障が生じた場合。
4. その他、利用規約に違反すること、本契約を継続し難い事由があると甲が認めた場合。

第12条 (契約終了後の措置)

1. 本契約が期間満了、期間内解除または前条の解約により終了した場合には、乙は収納スペースを原状に回復して空きスペースの状態で明け渡すものとする。
2. 乙が前項の原状回復をしない場合には、甲は乙が収納スペース内の物品の所有権を放棄したものとみなし、保証料を充当して物品を処分することができるものとする。
3. 乙が受け渡しを遅延した場合には、乙は甲に対し明け渡し日より明け渡し完了まで第4条の利用料の倍額の違約金を支払うものとする。

契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、当事者それぞれが記名捺印の上、甲・乙が各1通を保有する。

平成 年 月 日

賃貸人 甲 住所 〒125-0032 東京都葛飾区水元三丁目15番8号  
氏名 株式会社 大盛工業  
#REF!  
電話番号

賃借人 乙 住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

緊急連絡先 乙 住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_